

## 障害者・老人・ひとり親家庭・子ども医療証をお持ちの方 4月から福祉医療費助成制度が変わります

府の福祉医療費助成制度の変更に伴い、4月1日から老人医療を障害者医療、ひとり親家庭医療と整理・統合するとともに、対象者や対象医療、一部自己負担額を表のとおり変更します。詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金課へ。

区分	対象者	対象医療	一部自己負担額			
			1日当たりの負担額	一つの医療機関等当たり日数	院外調剤への自己負担	複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額(※4)
①障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方【拡充】</li> <li>指定難病(特定疾患)受給者証をお持ちで、障害年金1級か特別児童扶養手当1級に該当する方【拡充】</li> <li>身体障害者手帳1・2級をお持ちの方</li> <li>重度の知的障害のある方</li> <li>中度の知的障害者で身体障害者手帳をお持ちの方</li> </ul>	医療保険が適用される医療 ①訪問看護ステーション訪問看護(医療分)【拡充】 ②精神科病棟入院外1日以内 ③入院時食事療養費(④のみ)	なし【変更】	一つの薬局当たり500円以内【変更】	なし	3,000円【変更】
②老人医療	①③と整理・統合し、重度以外の精神障害のある方、難病患者と結核患者は助成対象外になります【変更】(※1)	①精神科病棟入院外1日以内【変更】(※2)	あり(月2日まで)	なし	なし	2,500円
③ひとり親家庭医療	①ひとり親家庭(※2)の18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども ②上記の子どもの監護する父か母 ③上記の子どもの養育者	①精神科病棟入院外1日以内【変更】(※2)	あり(月2日まで)	なし	なし	2,500円
④子ども医療	15歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども	①精神科病棟入院外1日以内【変更】(※2)	あり(月2日まで)	なし	なし	2,500円

(※1)平成30年3月31日時点での対象者は、資格要件が継続する限り、経過措置として平成30年4月1日から最長3年間は引き続き助成対象  
 (※2)裁判所から配偶者暴力(DV)に関する保護命令が出されたDV被害者を含む【拡充】  
 (※3)平成30年3月31日時点での同制度対象者(公費負担番号が90から始まる対象者を除く)は、経過措置として平成30年4月1日から最長3年間は引き続き助成対象  
 (※4)一部自己負担額が月額上限額を超えた場合は、手続きを行うことで超えた額をお返し(償還)します。平成30年4月診療以降の手続き方法は決まり次第、お知らせいたします。

## 国民健康保険 日曜窓口を開設

平日に仕事などで届けることが困難な方を対象に、他の健康保険に加入している場合や、保険料の納付相談などの窓口を開設します。

2月25日(日)午前9時午後5時 区役所保険年金課  
 問合せⅡ区役所保険年金課

高額の医療費、高額介護合算療養費の申請を受け付けます。  
 医療保険と介護保険の両方に自己負担(高額療養費等控除後)のある世帯で、その合計額から所定の自己負担限度額を差し引いた金額が500円を超えた場合、申請により高額介護合算療養費などを支給します。

計算期間Ⅱ毎年8月、翌年7月  
 申請方法Ⅱ基準日(7月31日)現在に加入している医療保険の担当窓口へ。



健康保険

基準日現在に堺市国民健康保険、後期高齢者医療制度(市内在住の方)に加入している被保険者は区役所保険年金課へ。  
 申請に必要なものⅡ医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、印鑑、金融機関の口座情報が分かるもの(国民健康保険が世帯主名義)、自己負担額証明書(計算期間に堺市国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険以外の保険に加入していた方)。

問合せⅡ堺市国民健康保険、後期高齢者医療制度は区役所保険年金課へ。堺市国民健康保険の自己負担額証明書は区役所地域福祉課(電話・FAX番号は9ページ)へ。

堺市国民健康保険の世帯主が変更可能  
 国民健康保険は、住民基本台帳上の世帯を基本として加入することになっていきます。世帯主が後期高齢者

参照へ。前記以外の保険は各保険者へ。  
 擬制世帯主の変更が可能  
 国民健康保険は、住民基本台帳上の世帯を基本として加入することになっていきます。世帯主が後期高齢者

堺	☎228-7413	FAX228-7539
中	☎270-8189	FAX270-8171
東	☎287-8108	FAX287-8621
西	☎275-1909	FAX275-1908
南	☎290-1808	FAX290-1813
北	☎258-6743	FAX258-6894
美原	☎363-9314	FAX363-0020

## 社会保険料控除には 証明書の添付を

確定申告で社会保険料控除(※)の適用を受けるには、納付した国民年金保険料を証明する次の書類の添付が必要です。  
 ①社会保険料控除証明書  
 ②社会保険料の領収証  
 ※社会保険料控除の対象となるのは、昨年中に納めた本人や家族の国民年金保険料の全額。今年と来年3月までの前納分や平成28年以前の未納・追納分を昨年中に納めた場合は、その額も含まれます。ただし、来年3月までの前納をした場合は、各自分の保険料を各年控除するのと控除証明書を再発行など控除証明書について詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-0003・0004 か堺東年金事務所 ☎238-5101 FAX221-1238へ。

## 国民年金

国民健康保険の世帯主として納付義務や各種の届け出る義務を負います。このように擬制世帯で保険料を完納しているなど一定の条件に該当する場合、

確定申告で社会保険料控除(※)の適用を受けるには、納付した国民年金保険料を証明する次の書類の添付が必要です。  
 ①社会保険料控除証明書  
 ②社会保険料の領収証  
 ※社会保険料控除の対象となるのは、昨年中に納めた本人や家族の国民年金保険料の全額。今年と来年3月までの前納分や平成28年以前の未納・追納分を昨年中に納めた場合は、その額も含まれます。ただし、来年3月までの前納をした場合は、各自分の保険料を各年控除するのと控除証明書を再発行など控除証明書について詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-0003・0004 か堺東年金事務所 ☎238-5101 FAX221-1238へ。

## 税 金

市・府民税の申告  
**2月16日～3月15日**  
 市・府民税の申告は、平成30年度の市・府民税を正しく算出する基礎となるほか、所得証明書の発行など、大々重要な手続きです。期間中に申告を済ませてください。  
**申告が必要方**  
 市・府民税の申告が必要方

市・府民税の申告は、平成30年1月1日現在、市内に住所があり、平成29年中に所得があった方です。  
 ただし、次の方は申告の必要はありません。  
 ①所得が給与所得だけで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方  
 ②所得が公的年金等だけで、平成29年中の収入が155万円以下(昭和28年1月2日以前生まれは105万円以下)の方  
 なお、所得がなかった方も、申告が必要です。

納付は便利な口座振替やクレジットカードで  
 国民年金保険料の納付には、納め忘れもなく便利な口座振替やクレジットカード納付をご利用ください。納付書で納めるよりも割引される場合があります。ただし、口座振替やクレジットカード納付は割引額が異なります。なお、前納

確定申告で社会保険料控除(※)の適用を受けるには、納付した国民年金保険料を証明する次の書類の添付が必要です。  
 ①社会保険料控除証明書  
 ②社会保険料の領収証  
 ※社会保険料控除の対象となるのは、昨年中に納めた本人や家族の国民年金保険料の全額。今年と来年3月までの前納分や平成28年以前の未納・追納分を昨年中に納めた場合は、その額も含まれます。ただし、来年3月までの前納をした場合は、各自分の保険料を各年控除するのと控除証明書を再発行など控除証明書について詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-0003・0004 か堺東年金事務所 ☎238-5101 FAX221-1238へ。

固定資産税・都市計画税  
**第4期分 納期限 2月28日**  
 納期限までに、金融機関か郵便局、コンビニ、納税課で納めてください。ページに対応した金融機関のATM(現金自動受払機)などでも納められます。口座振替をご利用の方は、預貯金残高を確認してください。  
 問合せⅡ納税課か税務運営課(収納係)へ。

でも、所得証明書が必要な場合は申告してください。  
**申告相談・受付会場**  
 期間中、市・府民税の申告の相談と受け付けを区役所で行います。  
 受付会場や申告に必要なものなど詳しくは、本紙と同時に配布している市税についての大切なお知らせをご覧ください。  
**※郵送申告のご利用を**  
 申告書は郵送でも提出できます。  
 問合せⅡ市民税課へ。

福祉医療費助成利用者は税の申告を  
 老人・障害者・ひとり親家庭の医療費の一部を助成する福祉医療費助成を利用している方は、所得確認が必要ですので、税の申告をしてください。  
 申告がないと所得が確認できず、医療証の更新ができないうちがあります。  
 詳しくはお住まいの区の区役所保険年金課へ。

税務運営課	収納係 ☎228-3957	FAX228-7618
市税事務所		
市民税課		
堺区・西区	☎231-9751	FAX251-5632
中区・南区	☎231-9752	FAX251-5632
東区・北区	☎231-9753	FAX251-5632
美原区	☎231-9754	FAX251-5632
納税課		
堺区・西区	☎231-9771	FAX251-5634
中区・南区	☎231-9772	FAX251-5634
東区・北区・美原区	☎231-9773	FAX251-5634